



許可番号 第01220051677号

産業廃棄物処分業許可証

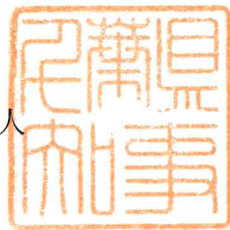
住 所 東京都中央区八丁堀四丁目10番4号

氏 名 株式会社エコグリーン

代表取締役 山口 良治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和3年7月9日

許可の有効年月日 令和8年5月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

(続 く)

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の破碎処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、破碎処理を行うに当たっては、建屋の扉を閉めること並びに破碎施設が設置されている工場壁及び機器等の維持管理を徹底し、騒音に係る規制基準を遵守すること。
- (2) 産業廃棄物の破碎処理は、建屋内で行うことにより、破碎処理に伴い発生する粉じんの周辺への飛散を防止すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年 5 月22日 新規許可

令和 3 年 4 月28日 変更届（代表者の変更）

令和 3 年 7 月 9 日 更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)



許可証別紙 1

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設 A (施行令第7条第8号の2) (平成17年12月27日, 第17-1-194号)	木くず 34.0 t/日 (4.25 t/時×8 時間) (平成18年3月3日)	1	千葉県匝瑳市 大寺字木ノ宮 1473番1, 1474番1, 1475番1, 1476番1, 字助右エ門坂 1462番1, 1462番2, 字山田 1461番1
破砕施設 B (施行令第7条第8号の2) (平成29年1月24日, 第28-1-462号)	木くず 27.2 t/日 (3.4 t/時×8 時間) (平成29年1月30日)	1	
破砕施設 C (施行令第7条第8号の2) (平成17年12月27日, 第17-1-196号)	木くず 14.7 t/日 (1.84 t/時×8 時間) (平成18年3月3日)	1	
木くずの保管施設	152 m ² 191 m ³	1	
	98 m ² 98 m ³	1	
	60 m ² 60 m ³	1	
おがくずの保管施設 No. 1	10 m ² 7.0 m ³	1	
おがくずの保管施設 No. 2	42 m ² 42 m ³	1	
おがくずの保管施設 No. 3	75 m ² 93 m ³	1	
おがくずの保管施設 No. 4	54 m ² 54 m ³	1	

(以下余白)

許可証別紙2

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
木くずチップの保管施設 No. 1	84 m ² 105 m ³	1	千葉県匝瑳市 大寺字木ノ宮 1473番1, 1474番1, 1475番1, 1476番1, 字助右エ門坂 1462番1, 1462番2, 字山田 1461番1
木くずチップの保管施設 No. 2	24 m ² 24 m ³	1	
木くずチップの保管施設 No. 3	44 m ² 38 m ³	1	
木くずチップの保管施設 No. 4	38 m ² 38 m ³	1	
残さ物の保管施設No. 1 (金属くず)	8.2 m ² 8.0 m ³ (コンテナ)	1	
残さ物の保管施設No. 2 (がれき類)	16 m ² 15 m ³	1	
残さ物の保管施設No. 3 (廃プラスチック類)	16 m ² 15 m ³	1	
残さ物の保管施設No. 4 (金属くず)	8.2 m ² 8.0 m ³ (コンテナ)	1	
残さ物の保管施設No. 5 (紙くず)	14 m ² 2.0 m ³ (フレコンバッグ)	1	

(以下余白)

